
【先端技術事業化メールマガジン 第 96 号 2006/12/6】

～Emerging Technology Business～

日経 BP 社 产学連携事務局

先端技術事業化サイト <http://innovation.nikkeibp.co.jp/etb/>

日経 BP 技術賞 <http://innovation.nikkeibp.co.jp/nbpta/index.html>

◎「お気に入り」への登録をお願いします。

◆知財ビジネスの現場から 第 12 回「成功する知財の活用とパテント・トロール」◆

いよいよ私が担当させていただく「知財ビジネスの現場から」も、今回で最終回となります。この 1 年間ご愛読いただき、本当にありがとうございました。

知的財産の活用や流通に関するビジネスは最近、ようやく“地に足の着いた”、より堅実な路線へと様変わりしているようです。数年前、新聞の 1 面トップを「知財立国！」や「休眠特許の活用！」などの見出しが飾った時代、それまで日陰の存在であつた知財の世界に、色々な人が飛び込んできて、「ネットで特許ライセンス！」などとニュービジネスを始めました。

残念ながら、そのほとんどが消えてしまいました。その時の多くの誤解は、特許を、宝石や中古車と同じように考えて、特許を買えば新しい技術がもらえ、新しいビジネスを始めることができると、“短絡的に” 考えたことかもしれません。特許を購入しても何ら新しい技術の開示を受けるわけではありません。特許の内容は、既に特許公報に掲載されています。特許のライセンスは結局、「この特許に基づいて権利行使をしませんよ」という、“権利不行使の約束” に過ぎないのです。

確かに、はるか昔から特許ライセンスはありました。しかし、その大部分は、いわゆる「消極的なライセンス」、つまり、自己の新製品の事業化に邪魔な特許があり、トラブルを未然に防止すべく、“やむなく” ライセンスをもらうというものでした。特許権者自ら、積極的に特許を売り込むということは、ほとんどありませんでした。

「あなたの会社は、私の特許に興味がありますか？」というレターは、受け取った人には、“薄気味悪い” 脂し文句と映ります。自己のスポンサー企業にそのようなレターを多数送って、企業から“総スカン” をくらい、あやうく寄付金や研究委託を打ち切られそうになった大学教授もいました。

積極的なライセンス・アウトを考えた場合、おそらく特許単独の「“Pure” Patent License」よりも、具体的な“目に見える技術”的なライセンス、すなわち特許とノウハウをパッケージにしたライセンスの方が売り込みやすいでしょう。現実の製品やサンプル、製造プロセスがあって、それを売り込むためにプレゼンテーションして回る。いわば技術営業的な泥臭いやり方です。これならライセンスを受けたほうは、新規の技術を教えてもらうことができ、新しい事業を起こすことができます。しかも、それが特許で守られているなら、より好都合というわけです。

あるいはライセンスではなく、「共同開発を提案する」というのはどうでしょうか。ある基本技術を開発し、特許を出願し、それをユーザーに持ち込んで共同で用途を開発するのです。一方的にライセンスを供与するのではなく、「一緒に協力して製品化しましょう」というスタイルです。これならユーザーは、基本技術を実際に教えてもらえるので、製品化しやすいでしょう。また、提案する側も、ロイヤルティー収入のほか、原材料の購入も期待できる場合があります。見事な“Win-Win”的な関係になります。

ここで、1つ議論になるのが、米国などで“暗躍”する「パテント・トロール（特許の怪物）」の問題です。実業を行わない特許管理会社が、特定分野で膨大な特許を買占める。そして、それを武器に特許侵害訴訟を匂わせながら、ライセンス契約の締結を迫るもので、特許の活用の“究極的”なスタイルともいえます。しかし、今年5月15日の「e-Bay Inc. vs. Mercexchange LLC」の特許紛争に対する米連邦最高裁の判決では、「特許管理会社による差し止め請求に一定の制約を課す」という判断が下されました。

パテント・トロールのビジネスについては賛否両論があります。「正当な特許権者がその権利行使して何が悪いのか」という人もいます。私は、少なくとも日本の特許法の精神に照らした場合、パテント・トロールの活動は「問題がある」と考えます。

すなわち、「発明の保護と利用を図り、産業発達に寄与する」というが我が国の特許法の目的で、特許とそれに基づく事業は“対”的なものと考えられています。「発明の利用」は、優れた発明を現実の社会で実施して初めて実現できることです。最初から全く自己実施の意思がないものが、ライセンス収入のみを求めて、権利行使をすることで、果たして我が国の「産業の発達」に寄与できるのか・・・。

日本よりも、発明者個人の権益保護の色彩が強い、米国の特許法の下ですら、前述の「e-Bay」事件で、権利行使に制約がかかったのですから、「より公益保護を謳う日本法の下では、そろそろ何らかの立法措置を探ってもよいのではないか」と考えます。

知財に携わる我々が、突如、「知財の活用」という“熱”にうかされたような時代は確かにありました。結局、「ネットでライセンス！」は夢に終わり、大学のTL0も、まだ成果が出ていないと批判する人もいます。

しかし、「技術者の社会的地位が低い」と批判されている日本の社会で、知財を活用しようとする様々な取り組みは、「技術への尊重」の風を起こし、「馴れ合い社会から、きっちり筋を通す社会」への変革に大きく寄与したと信じています。まさに、ここ数年間は「産みの時代」。本当の意味での「知財の活用」は、これから巣立っていくのではないかでしょうか。

龍神嘉彦

弁理士 ニューヨーク州弁護士

龍神国際特許事務所

【TOP STORIES】

◆最新の先端技術事業化サイトのオリジナル記事から、
続きを読む <http://innovation.nikkeibp.co.jp/etb/> をご覧ください

■慶應義塾大学知的資産センター、
「KEIO TECHNO MALL 2006」で2005年度実績を発表

慶應義塾大学知的資産センター（慶大IPC）は2006年12月1日、東京国際フォーラム（東京・千代田）で開催された「KEIO TECHNO MALL 2006」で、2005年度のIPCの実績を発表した。同発表によれば、（1）特許出願（国内出願170件、外国出願99件、PCT出願45件）（2）特許の実施許諾62件（8000万円）（3）大学発ベンチャー設立5社（4）共同研究34件（10億円）（5）上市された新製品・新技術12製品——となっている。

(2006/12/06)

■サインポスト、脳梗塞/心筋梗塞の発症リスク判定する「サインポストMS」を開発

大阪大学発医療系ベンチャーのサインポスト（大阪市、山崎義光社長）は、このほど遺伝子検査によって（1）動脈硬化の進展度（2）心筋梗塞や脳梗塞の発症危険度——を予測し、発症予防のためのオーダーメード管理項目を提示するサービス「サインポストMS」を開発した。今後、健診施設（健診センターや人間ドック）の受診者を対象に同サービスを展開する予定。

(2006/12/06)

■ナノリサーチ、直径約10nmの粒子で構成する

「ナノ構造多孔体二次粒子」製造装置を開発

ナノリサーチ（福井県福井市、向山泉社長）は、従来の酸化物および金属粉体とは異なる単分散ナノ粉体の大量生産技術を開発し、リチウムイオン電池用正極材料を始めとする各種の機能性粉体を製造・販売する福井大学・科学技術振興機構（JST）発ベンチャーである。同社は、JSTの独創的シーズ展開事業の大学発ベンチャー創出研究開発課題「単分散ミクロスフェア高速製造装置の研究開発」（開発代表者：福井大学荻原隆助教授）を技術シーズに、2006年9月7日に設立された。

（2006/12/06）

■ノベルテック、

マウスの擦過行動定量化システム「SCLABA」を2007年夏以降にオンライン化

東京農工大学発ベンチャーのノベルテック（神戸市、松田久仁子社長）は2007年夏以降をメドに、アトピー性皮膚炎を自然発症するマウスを用いた擦過行動定量化システム「SCLABA（スクラバ）」をオンライン化する。従来のオフライン版「SCLABA」は、製薬会社や大学、研究所を中心にすでに23台販売されている。同社は東京農工大学大学院共生科学技術研究部の松田浩珍教授の「アトピー性皮膚炎の免疫病態学的解析」に関する研究と、麻布大学獣医学部の折戸講師の「行動薬理学的解析」を技術シーズに、2002年4月1日に設立された東京農工大学発ベンチャー第1号。

（2006/12/04）

■ISSCC 2007、日本からの論文投稿・採択数減少するも、产学比率逆転へ

米カリフォルニア州サンフランシスコで、2007年2月11日～15日の日程で開催される半導体関連国際学会「ISSCC（IEEE International Solid-State Circuits Conference）2007、テーマ：The 4 Dimensions of IC Innovation（IC革新の4つの次元）」の概要が明らかになった。これまで増加傾向にあった論文の投稿数が637件と、前回のISSCC 2006の680件から減少した。日本からの投稿論文も、前回を下回り、論文採択率も低下している。一方、全論文の産業界とアカデミア（学）の比率で2007年は「学」が「産」を上回った。

（2006/11/30）

●メールマガジンの登録内容の変更や配信停止は

<http://passport.nikkeibp.co.jp/bizmail/sentan/index.html>をご参照下さい。

なお、変更等の際には、登録時にご指定いただいたユーザーIDとパスワードが必要です。ユーザーIDとパスワードが分からぬ場合は、

https://passport.nikkeibp.co.jp/bizpwd/search_pass/index.html でお調べ下さい。

◆弊社からのお知らせを不定期に配信する事がありますので、予めご了承下さい。
また、弊社の都合により配信を休止することがあります。

◆配信されたメールを、第三者に転送したり、Webサイトへアップするなどメールの
再配信はお断りします。著作権は、日経BP社、またその情報提供者に帰属するため、
掲載記事を許可なく転載することを禁じます。

◆広告掲載をご希望の方は sentanad@nikkeibp.co.jp へお問い合わせください。

Copyright (c)2006 Nikkei Business Publications, Inc.
All rights reserved.

先端技術事業化メールマガジンの次回発行は、2006年12月13日号です。